

オーパス・スポーツ施設 情報システム (大阪狭山市)



ガイドブック

インターネット

<http://opas.jp/>

携帯ウェブ

<http://opas.jp/m/>

目次

利用者登録について～システムを利用するために～

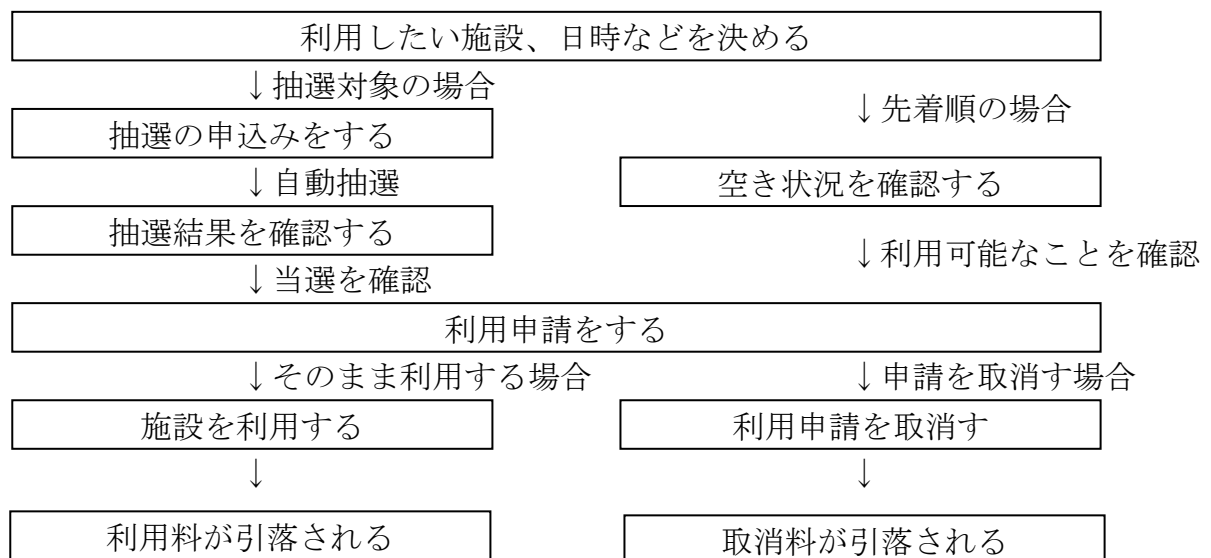
1. 利用者登録	1
2. 利用者登録事項の変更、3. 登録の廃止、4. 登録窓口	2

<施設利用編>

施設の利用手続きについて～施設を利用するために～

1. 施設のご案内	3
2. 施設利用のながれ	4
3. 申込可能回数	6

このシステムで、スポーツ施設をご利用いただく場合の基本的な流れは次のとおりです。



利用者登録について～システムを利用するために～

オーパス・スポーツ施設情報システム（大阪狭山市）で、施設の利用手続きをするには、利用者登録を行うことが必要です。また、登録事項に変更があったときや登録を廃止されるときは、すみやかに手続きをお願いします。

1. 利用者登録

(1) 登録条件

個人登録：年齢が16歳以上の人

※重複して個人登録を行うことはできません。

※金融機関口座の名義は原則本人に限ります。

団体登録：10人以上で構成され、代表者が18歳以上の団体

※市内登録については、構成員の8割以上が大阪狭山市在住・在学・在勤者であること。

※団体登録された方が他の団体登録の代表者又は構成員となることはできません。

(2) 施設利用料金の口座振替

施設の利用料金は、利用登録時に指定された金融機関口座から、利用の翌月の20日（金融機関の休業日の場合はその翌営業日）に口座振替により徴収します。残高不足のないようにお願いします。

なお、当市の取扱金融機関は次のとおりです。

三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、紀陽銀行、 関西みらい銀行	(令和3年1月現在)
--	------------

※翌月に口座振替できなかった場合は、翌々月に再度振替します。ただし、2ヶ月続いて口座振替できなかった場合は、システムの利用を停止します。

※利用料金を滞納された場合は、利用者登録を抹消することがあります。

※振替金額は通知しませんので、通帳での確認をお願いします。

※領収書は原則として発行しません

(3) 登録について

市役所3階社会教育グループまたは各スポーツ施設で申請書を配布しています。

①申請書（様式第1号の3枚）に必要事項を記入し、口座振替先とする金融機関へ申請書を提出します。※上記（2）の取扱金融機関に限ります。

②金融機関の承諾印をもらった申請書（様式第1号）の2枚（その1とその3）、を総合体育館の窓口へ提出します。

※提出時に本人確認ができるもの（運転免許証等）をご持参ください。

※本人以外の方が提出される場合は委任状が必要です。

※市内団体登録をする場合は窓口で配布する申請書を提出する必要があります。

※営利を目的とした個人・団体の登録は不可。

(4) 利用者登録の更新

利用者登録は3年間有効で、更新期日までに利用者登録の廃止手続きがなければ自動的に更新されます。

なお、登録及び更新時には、登録料（500円）・更新料（300円）が必要です。その翌月に施設利用料金と合わせて口座振替により徴収します。

※更新料が2ヶ月続いて口座振替できなかった場合は、利用者登録を抹消することがあります。

(5) 利用者登録の再登録

利用者登録カードを紛失、汚損したときは、再登録申請が必要になります。本人確認ができる書類（運転免許証など）を登録窓口（市立総合体育館）までご持参ください。

なお、カードの再交付時には、再交付料（200円）が必要です。再交付時に登録窓口（市立総合体育館）で徴収します。

2. 利用者登録事項の変更

登録者の氏名、住所、電話番号など登録内容に変更が生じたときは、変更届の提出が必要になります。利用者登録カードを登録窓口（市立総合体育館）までご持参ください。

なお、口座振替依頼書の記載事項に変更が生じた場合は、口座振替依頼書（変更分）の提出も必要になりますので、通帳と届出印を銀行で手続き後、市立総合体育館までご持参ください。

※郵便返戻等により登録者と連絡がとれない場合は、利用の停止、又は利用者登録の抹消を行うことがあります。

3. 登録の廃止

利用者登録を廃止されるときは、廃止届の提出、又はシステムでの廃止手続きが必要になります。廃止届を提出される場合は、利用者登録カードを登録窓口（市立総合体育館）までご持参ください。

4. 登録窓口

下記の窓口で受付をしています。

・市立総合体育館（池之原4-248、Tel 365-5250）

受付時間：午前9時から午後9時まで

※ただし、12月29日～1月4日を除く。

※その他利用者登録カードの不正利用（譲渡等）など、システムの管理上必要な場合は、利用の停止又は利用者登録の抹消を行うことがあります。

<施設利用編>

施設の利用手続きについて～施設を利用するために～

1. 施設のご案内

このシステムで利用できる本市のスポーツ施設は次のとおりです。

名称	所在地・連絡先	利用内容	登録者の利用区分
総合体育館	池之原 4-248 Tel 365-5250	メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・役員控室・選手控室・会議室（大・小）	個人登録・団体登録
池尻体育館	池尻中 3-639-11 Tel 365-7303	アリーナ・会議室	個人登録・団体登録
ふれあいスポーツ広場	茱萸木 4-88-315 Tel 368-2081	スポーツ広場・会議室	個人登録・団体登録
野球場	池之原 4-2484 Tel 365-5250	野球場	団体登録のみ
市民総合グラウンド	山本東 433 Tel 367-3937	グラウンド	団体登録のみ
テニスコート 山本テニスコート 大野テニスコート 市民ふれあいの里 テニスコート	山本東 433 Tel 367-3937 大野中 484 Tel 366-3309 東野東 1-32-2 Tel 366-1616	テニスコート 3 面 テニスコート 4 面 テニスコート 3 面	個人登録・団体登録
青少年運動広場 南青少年運動広場 第三青少年運動広場	茱萸木 6-985-2 Tel 366-0011 大野中 231 Tel 366-3309		市内の団体登録のみ

※利用できる時間などが異なる施設（テニスコート・野球場等）がありますので、総合体育館または、施設へご確認ください。

2. 施設利用のながれ

このシステムで利用できるスポーツ施設は、次のながれにしたがって申込みの手続きをしてください。

なお、土日祝日の利用が抽選対象施設であっても、平日利用については、先着順で利用申請を受け付けます。

○ 総合体育館・池尻体育館・ふれあいスポーツ広場・野球場・市民総合グラウンド・テニスコート

手続き	期日	内容
①抽選の申込み 抽選申込	利用日3ヶ月前の 1日～10日	この期間中に利用希望を申し込みます。 例：7月1日～10日に10月に抽選
②抽選	利用日3ヶ月前の 11日	コンピュータにより抽選します。
③抽選結果の確認と 当選施設の利用申請 抽選照会確定	利用日3ヶ月前の 12日～18日	抽選結果を確認してください。 <u>この期間内に利用申請を行わないと 当選は無効になり利用できません。</u>
④空き施設の利用申請 空き照会・予約	<抽選対象施設> 利用日3ヶ月前の 19日午前5時～ 利用日の当日まで <抽選対象外施設> 利用日の3ヶ月前の 午前5時～ 利用日の当日まで	空き情報を案内し、先着順で利用申請を受け付けます。
⑤利用申請の取消し 予約照会・取消	利用日当日まで	利用日の10日前までは利用料の半額、 9日前からは全額を徴収します。
⑥施設の利用	当日	利用者登録カードは提示をお願いすることがありますので、必ず持参してください。
⑦料金の支払い	利用日の翌月20日	利用日の翌月の20日（金融機関の休業日の場合はその翌営業日）に指定口座から振替します。

※12日までの抽選対象施設に抽選申込が無かった場合は、3ヶ月前の12日の午前5時から空き施設の利用申請の対象となります。

※「④空き施設の利用申請」について

・抽選で当選した方が当選を辞退した場合は、その直後から空き施設の利用申請の対象となります。また、抽選で当選した方が当選施設の利用申請期間中に利用申請を行わなかった場合は、3ヶ月前の19日の午前5時から空き施設の利用申請の対象となります。

※市外登録者の方は、抽選の申し込みができません。また、空き施設の利用申請受け付けも利用日1ヶ月前からとなります。

※利用申請の変更を行う場合は、窓口で申請してください。

※利用料の減免については、利用申請をされてから施設を利用されるまでに、市立総合体育館窓口で申請してください。

※未登録者の方も、市立総合体育館窓口で利用申請を行うことができます。

※総合体育館、池尻体育館の抽選申し込みについては、団体登録のみ可能となります。

○青少年運動広場

手続き	期日	内容
①抽選の申込み 抽選申込	利用日2ヶ月前の 1日～10日	希望の種目、施設、日、時間帯を指定してください。
②抽選	利用日2ヶ月前の 11日	コンピュータにより抽選します。
③抽選結果の確認と 当選施設の利用申請 抽選照会確定	利用日2ヶ月前の 12日～18日	抽選結果を確認してください。 <u>この期間内に利用申請を行わないと 当選は無効になり利用できません。</u>
④空き施設の利用申請 空き照会・予約	<抽選対象施設> 利用日2ヶ月前の 19日午前5時～ 利用日の当日まで <抽選対象外施設> 利用日の2ヶ月前の 午前5時～ 利用日の当日まで	空き情報を案内し、先着順で利用申請を受け付けます。
⑤利用申請の取消し 予約照会・取消	利用日当日まで	
⑥施設の利用	当日	

(1) 当日の利用申請について

当日の利用申請をされる場合は、利用時間区分開始30分前までに必ずシステムにより申請し、市立総合体育館（Tel 072-365-5250）へ電話連絡をお願いします。

なお、体育館受付時間（P.2 参照）以外の連絡先については、事前にお問い合わせください。

(2) 天候不良時の判断について

天候不良等による施設の利用可・不可の決定は施設管理者が行います。利用者独自で判断なさらず、各施設に必ずお問い合わせください。無断で施設を利用しなかった場合は、施設が利用できたものとして使用料が、口座から引き落とされますのでご注意ください。

なお、屋内施設については、施設利用当日に気象警報が発令された場合は、利用を中止することができますので、詳細はお問い合わせください。

(3) 施設利用上の注意

利用に際しては、次の利用上の注意を遵守してください。また、その他施設管理者の指示に従ってください。

- ・ 目的外に利用をしたり、利用許可を譲渡したり転貸しないこと。
- ・ 利用許可時間は厳守のこと。
(準備と後片付けの時間は利用許可時間に含まれます。)
- ・ 危険物の持ち込みや火気の使用、指定場所以外での飲食をしないこと。
(敷地内はすべて禁煙です。)
- ・ 酒類を飲まないこと。
- ・ 許可なく貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- ・ 附属設備等を損傷したり、失ったりしたときは、その損害を賠償すること。
- ・ 利用許可以外の場所への立ち入り、設備器具等を利用しないこと。
- ・ 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- ・ 紙屑など散らかさないように心がけ、利用後は必ず後始末と清掃をし、ゴミは持ち帰ること。
- ・ ケガや体調不良等で救急車を要請された場合、施設管理者へも報告をお願いいたします。

3. 申込可能回数

1 登録カードにつき、次の回数以内の申込みが可能です。

施設名	抽選対象日	抽選申込回数	空き申込回数
市立総合体育館	土日祝日	1ヶ月合計6回まで ※1回は全日・午前・午後前半・午後後半・夜間	回数制限なし
池尻体育館	土日祝日	1ヶ月合計6回まで ※1回は全日・午前・午後前半・午後後半・夜間	回数制限なし
ふれあいスポーツ広場	土日祝日	1ヶ月合計6回まで ※1回は2時間	回数制限なし
野球場	土日祝日	1ヶ月合計6回まで ※1回は2時間または4時間	回数制限なし
市民総合グラウンド	土日祝日	1ヶ月合計6回まで ※1回は2時間または4時間	回数制限なし
テニスコート	土日祝日	1ヶ月合計6回まで ※1回は2時間	回数制限なし
第三・南青少年運動広場	土日祝日	1ヶ月合計6回まで ※1回は2時間	すべてを対象に10回まで

※ 当選5回まで（抽選申込み6件のうち、希望順位は申込み手続の順になります。）

市立総合体育館 Tel 072-365-5250

■開館時間 午前9時から午後9時まで
 ■休館日 12月29日～1月4日

池尻体育館 Tel 072-365-7303

■開館時間 午前9時から午後9時まで
 ■休館日 12月29日～1月4日

ふれあいスポーツ広場 Tel 072-368-2081

■開館時間 午前9時から午後9時まで
 ■休場日 12月29日～1月4日

野球場 Tel 072-365-5250（総合体育館）

■開館時間 4月～10月 午前7時から午後9時まで
 11月～3月 午前9時から午後5時まで
 ■休場日 12月29日～1月4日

市民総合グラウンド Tel 072-367-3937

■開館時間 午前9時から午後9時まで
 ■休場日 12月29日～1月4日

テニスコート

市民ふれあいの里テニスコート Tel 072-366-1616

大野テニスコート（第三青少年運動広場） Tel 072-366-3309

山本テニスコート（市民総合グラウンド） Tel 072-367-3937

■開場時間 5月～8月 午前8時から午後7時まで
 9月～4月 午前9時から午後5時まで
 ■休場日 12月29日～1月4日

青少年運動広場

南青少年運動広場（教育委員会） Tel 072-349-9489

第三青少年運動広場（大野テニスコート） Tel 072-366-3309

■開場時間 午前9時から午後6時まで
 ■休場日 12月29日～1月4日